

～概要～

障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設

～利用料～

当該センターの定めによる

～申し込み～

当該施設

(5)点字図書館(新商法第33条)

～概要～

視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出を行う施設

～利用料～

無料または低額

～申し込み～

当該施設

(6)点字出版施設(身障法第33条)

～概要～

点字刊行物を出版する施設

～利用料～

無料又は低額

～申し込み～

当該施設

(7)聴覚障害者情報提供施設(身障法第33条)

～概要～

字幕(手話)入ビデオカセットの制作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設

～利用料～

無料または低額

～申し込み～

当該施設

(8)補装具制作施設(身障法第32条)

～概要～

補装具の製作又は修理を行う施設

～利用料～

補装具交付基準額の100分の95

～申し込み～

当該施設

(9)盲人ホーム(盲人ホームの運営について 昭和37.2.27 社発第109号)

～概要～

あん摩、はり、きゅう等視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設

～利用料～

諸経費について実費負担。ただし施術料の2割以内

～申し込み～

当該施設

②施設入所者

7、更生訓練費の支給（身障法第18条の2）

更生援護施設における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用または物品を支給する（金銭給付が原則）。

(1)対象

福祉事務所の措置（身障法第18条）により入（通）所し更生訓練を受けている者であって、生活保護受給者又は費用徴収の対象収入が27万円以下の者。

(2)支給内容

参考書、ノート、訓練用具の購入費等及び通所の場合の交通費など訓練に要する費用について施設の種類、訓練日数に応じ支給される。

(3)支給額

a 訓練のための経費（月額）

施設の種類及び、訓練に従事した日数により月額14,800円～1,050円

b 通所のための経費（日額）

施設の種類にかかわらず通所した日数に応じ、日額280円

8、就職支度金（身体障害者更生援護施設入所者に対する就職支度金の支給について昭和48.5.7社更74号）

身体障害者の社会復帰の促進を図るために、身体障害者更生援護施設の入所者等が、訓練を終了し、就職等により自立する場合就職等に必要な生活用品の購入費として支給する。

(1)実施主体

市町村

(2)対象

福祉事務所の措置により入（通）所している者であって更生訓練を終了し、就職又は自営により措置が解除されることとなった者

(3)支給内容等

男子の場合は、背広・ワイシャツ・革靴・腕時計・ネクタイ等、女子の場合は、スーツ・ブラウス・化粧用具・革靴・腕時計・ハンドバッグ等就職又は自営について必要な生活用品の購入費として36,000円を支給する。

(4)その他

- a 就職支度金の支給は、支給対象者の希望により現物又は現金で支給されるが、被保護者について現金で支給された場合には、収入認定されるものである。
- b 就職支度金は福祉事務所から直接本人に支給されるが、国立施設の場合は施設から支給される。

③雇用促進対策事業（障害者の雇用の促進等に関する法律 昭和35.7.25 法律第123号）

障害者が適当な職業に雇用されることを促進し、その職業の安定を図るため、一定割合以上の身体障害者の雇用を義務づけると共に、職業リハビリテーションの推進、職業紹介、就職後の指導、職場適応訓練の措置を講ずる。

ア、身体障害者を雇用する義務（身障法第10～17条）

身体障害者の職場を確保するため、次のとおり身体障害者の雇用を義務づけている

- (1)民間事業所 1.6%
- (2)国、地方公共団体の現業部門、特殊法人 1.9%
- (3)その他の国、地方公共団体 2.0%

イ、職業紹介等（法第3の2～8条の3）

公共職業安定所において、障害者の雇用を促進するため次のような措置をとる。

- (1)正当な理由なく身体又は精神に一定の障害がないことを条件とする求人申し込みを受理しないことが出来る。
- (2)障害者に適職を紹介するため、求人者に対し身体的又は精神的な条件その他の求人条件の指導、又、求人者からの求めがあるときは、その有する障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。
- (3)障害者を雇用する者に対し、雇い入れ、配置、作業補助具、作業施設その他障害者の雇用に関する技術的事項について助言すること。

ウ、職場適応訓練（法第5～8条）

- (1)都道府県は、障害者がその能力に適応する作業の環境に適応することを容易にするため適当な事業主に適応訓練を委託する（費用は無料）。
- (2)公共職業安定所は、雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者に適応訓練を受けることを斡旋する。

エ、中高年齢失業者等求職手帳制度

身体障害者に対する具体的な就職促進措置は、中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法による中高年齢失業者等求職手帳制度及びこれに関する雇用対策法による職業転換給付金の支給によって進められている。

6. 社会保険制度による施策

(1) 国民年金法（昭和34.4.16法律第141号）

我が国の公的年金制度の土台として、すべての国民の老齢、障害又は死亡に対する保険給付を行い、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする年金制度である。

①障害基礎年金（法第30条）

ア、支給要件

被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から1年6ヶ月を経過した日（その日までに症状が固定したときはその固定した日。障害認定日という）に一定の障害の状態（1級又は2級）に該当し（別表2参照）、かつ、一定の納付要件を満たしているときに支給する。

（1）保険料納付要件

初診日の前日に保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。なお、平成18年4月1日前に初診日のある傷病による障害については、この要件は満たされないが初診日前の1年間のうちに保険料未納期間がない場合も対象となる。

（2）事後重症

障害認定日に1級又は2級の障害の状態に該当しない場合でも、その傷病が重くなって65歳までに1級又は2級の障害の状態に該当したときも対象とする。

（3）20歳前に初診日のある障害については、保険料納付要件に関わりなく20歳から支給される。

（4）複数の障害を併合することにより初めて1級又は2級の障害の状態に該当したときは、併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する（法第30条の3）。

（5）障害基礎年金の受給権者に対してさらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する（法第31条）。

（6）障害基礎年金の受給権者に新たに、障害等級に該当しない程度の障害（その他障害）が発生し、その障害を併合した障害の程度が従前の障害の程度により増進するときは、当該障害年金の額の改定が出来る（法第34条）。

イ、年金額

年金額は低額であるが、受給権者によって生計を維持されている18歳に達した日の属する年度末までの間にある子（1級又は2級の障害の状態にある子の場合は20歳未満）がいるときは、これにこの加算額を加算する。

年金額 1級 999, 400円（平成11年）

2級 799, 500円（　　”　　）

子の加算額、子の2人まで 各230, 000円 3人目以降 各76, 700円

ただし、20歳前の障害により支給する障害基礎年金は、他の公的年金受給又は本人の所得

により支給制限がある。

ウ、受給権の消滅

(1)新たに支給すべき事由が生じたとき

(2)死亡したとき

(3)障害の程度が厚生年金保険の3級障害に該当することなく65歳に達したとき（3級に該当しなくなつてから3年を経過していないときは、3年を経過したとき）

（2）厚生年金保険法（昭和29.5.19 法律第115号）

労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする年金制度である。

①障害厚生年金

ア、支給要件（法第47条）

(1)厚生年金保険の被保険者の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害が、国民年金の障害基礎年金（1級又は2級）に該当する状態であるとき。

(2)障害の状態が、障害基礎年金には該当しないが、厚生年金の障害等級表（3級）に該当するとき。

（注）障害厚生年金は、障害基礎年金の支給要件（3級障害は、障害等級を除くその他の支給要件）を満たしているときに支給する。

イ、年金額（法第50条）

(1)1級障害の場合

（平均標準報酬月額×1000分の7.5×被保険者期間の月数×1.025）×1.25+加給年金額

(2)2級障害の場合

平均標準報酬月額×1000分の7.5×被保険者期間の月数×1.025)+加給年金額

(3)3級障害の場合

平均標準報酬月額×1000分の7.5×被保険者期間の月数×1.025=A

ただし、Aの額が599,600円未満の時は599,600円とする。

（注）・被保険者期間の月数が300月（25年）に満たない時は、いずれの場合も300月とする。

・加給年金額は、配偶者についてのみ。

②障害手当金

(1)支給要件（法第55条）

次のすべてに該当するもの

a 被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年を経過するまでの間に治り、その治った日において一定の障害の状態のある時（別表3参照）。

b 国民年金の障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているとき。

(2)支給額（法第57条）

(平均標準報酬月額×1000分の7.5×被保険者期間の月数) ×2

ただし、この算式で計算した額が1, 170, 000円未満の時は1, 170, 000円とする。

(注) 被保険者期間の月数は、300月(25年)に満たない時は300月とする。

(3)次の者には障害手当金を受給しない(法第56条)

- a 厚生年金保険の年金給付の受給権者
- b 国民年金、共済組合の年金給付の受給権者
- c 業務上の理由による障害により、労働基準法又は労働者災害補償保険法などの規定によって障害補償給付を受けることができる者

(3)国家公務員等共済組合法(昭和33.5.1法律第128号)、地方公務員等共済組合(昭和37.9.8法律第152号)、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9.5.9法律第48号)農林漁業団体職員共済組合法(昭和33.4.28法律第99号)

①障害共済年金

(1)支給要件

- a 各種共済組合の組合員である間に初診日のある傷病による障害が、国民年金の障害基礎年金(1級または二級)に該当する状態であるとき。
- b 障害の状態が、障害基礎年金には該当しないが、障害共済年金の障害等級表(3級)に該当するとき。

(注)障害共済年金は、障害基礎年金の支給要件(3級障害は、障害等級を除くその他の支給要件)を満たしているときに支給

(2)年金額

a 1級障害の場合

退職共済年金額×1.25+加給年金額

b 2級障害の場合

退職共済年金額+加給年金額

c 3級障害の場合

退職共済年金額(最低保障599, 600円)

(3)障害一時金

a 支給要件

障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない程度の障害)

b 支給額

退職共済年金×2(最低保障 1, 170.700円)

(4)労働者災害補償保険法(昭和22.4.7法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26.6.2法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42.8.1法律第121号)、船員保険法(昭和22.9.5法律第103号)

労災保険は業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して

迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行い、その労働者の社会復帰の促進と当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

①傷病保障年金（法第 18 条、第 18 条の 2）

業務上の理由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者が、療養の開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日において、次のいずれにも該当するとき又は同日後、次のいずれかに該当することとなったときに支給される。

- ・その負傷又は疾病がなおっていないこと。
- ・その負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級に該当すること（別表 4 参照）。

「給付内容」

障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分（傷病等級第 1 級）、277 日分（同第 2 級）又は 245 日分（同第 3 級）の年金。

②障害補償給付（法第 15 条、第 15 条の 2）又は障害給付（法第 22 条の 3）

業務上の事由又は通勤による傷病がなおったときに、身体に一定の障害が残った場合に支給される。

「給付内容」

障害補償給付には、障害補償年金（障害等級第 1～7 級）と障害補償一時金（障害等級第 8～14 級）、障害給付には、障害年金（障害等級第 1～7 級）と障害一時金（障害等級第 8～14 級）とがある（別表 5 参照）。

③障害補償年金差額一時金（法第 58 条）又は障害年金差額一時金（法第 16 条）

障害補償年金又は障害年金の受給権者が死亡した場合において、既に支払われた障害補償年金又は障害年金の合計額が障害等級に応じ次の額に満たないときは、その額との差額の障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金が、その遺族（①労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者（内縁の者を含む）、子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹、②①に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）に対し、その請求に基づき、支給される。

障害等級額

第 1 級	給付基礎日額の 1, 340 日分
第 2 級	" 1, 190 日分
第 3 級	" 1, 050 日分
第 4 級	" 920 日分
第 5 級	" 790 日分
第 6 級	" 670 日分
第 7 級	" 560 日分

④障害補償年金前払一時金（法第59条）又は障害年金前払一時金（法第62条）

障害補償年金又は障害年金の受給権者の請求に基づき、障害等級に応じ（4）に掲げる額を最高額として一定の額の前払一時金が支給される。

（5）雇用保険法（昭和49.12.28法律第116号）

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、併せて労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図る。

①障害者関連の内容

ア、基本手当の給付日数（法第22条）

一般保険者に対する求職者給付の基本手当の給付日数は、年齢或いは、身体障害等の事情による就職の難易度及び被保険者であった期間に応じて決定されることにしており、中高年齢者や身体障害等就職の難しい人々あるいは、被保険者であった期間が長い人々には給付日数を長く、という考えに立って次のとおりとしている。

（1）短時間労働被保険者以外の一般被保険者であった者に対する給付日数

（就職困難者）

a 1年未満：90日

b 1年以上：45歳未満－240日

45歳以上65歳－300日

（2）短時間労働保険者である一般被保険者であった者に対する給付日数

（就職困難者）

a 1年未満：90日

b 1年以上：30歳未満－180日

30歳以上65歳未満－210日

*短時間労働被保険者－短時間労働者（1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める

時間数（30時間）未満である者をいう）である被保険者をいう（法第13条第1項第1号）。

（3）給付日数の延長（法第22条の2～第27条）

a 個別延長給付

次に掲げる者については、一定の要件に該当すると60日間延長される場合がある。

ア)中高年失業者等求職手帳の所持者

イ)障害者の雇用促進等に関する法律の第2条第2号規定による身体障害者及びこれに準ずる程度の身体上の障害がある者

- ウ)障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号の精神薄弱者
- エ)40歳以上の緊急雇用安定地域離職者
- オ)61歳いじょうまで雇用する旨が労働協約または就業規則により定められていることにより60歳以上の年齢で離職したもの
- カ)不況産業離職者
- キ)刑余者等
- ク)その他社会的事情により就職が著しく阻害されている者

(6) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2.8.14厚生省社発第398号）

①実施主体

都道府県社会福祉協議会（業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託することになっており、貸付、償還等の業務は市町村社会福祉協議会を経由して行われる。）

②資金の種類等

(1)障害者更生資金（平成11年度）

a 生業費：障害者が生業を営むのに必要な経費

- ・貸付限度：4,600,000円以内
- ・据置期間：1年6月以内（これは継続の場合、新規の場合は6月以内）
- ・償還期間：9年以内

b 支度費：障害者が就職又は技能を習得するために必要な経費

- ・貸付限度：100,000円以内
- ・据置期間：6月以内
- ・償還期間：8年以内

c 技能習得費：障害者が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費

- ・貸付限度：月額50,000円以内（貸付期間6月、最高3年以内）
- ・据置期間：1年以内
- ・償還期間：8年以内
- ・その他：特に必要と認められる場合620,000円以内

(2)福祉資金

a 転宅資金：転宅に必要な資金

- ・貸付限度：260,000円以内
- ・据置期間：6月以内
- ・償還期間：3年以内

b 障害者等福祉資金：障害者が日常生活の便宜を図るために高額な福祉用具等の購入に必要な経費

- ・貸付限度：750,000 円以内
 - ・据置期間：6 月以内
 - ・償還期間：6 年以内
- c 障害者自動車購入資金：身体障害者が自ら運転する車または障害者と生計を一にする人が専ら障害者の生活の便宜または社会参加の促進を図るために必要な経費
- ・貸付限度：2,050,000 円以内
 - ・据置期間：6 月以内
 - ・償還期間：6 年以内
- (3)住宅資金：低所得世帯又は障害者世帯等に対し住宅の増改築、増改築、拡張、補修、保全等に必要な経費
- ・貸付限度：2,450,000 円以内
 - ・据置期間：6 月以内
 - ・償還期間：6 年以内

7. 関係税制による施策

(1) 所得税法

①対象者

障害者：身体障害者手帳の交付を受けた3～6級のもの

特別障害者：身体障害者手帳の交付を受けた1～2級のもの

②内容

(1)障害者控除及び特別障害者控除（法第79条）

居住者又はその控除対象配偶者もしくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から障害者一人につき27万円（特別障害者は40万円）を控除する。

(2)地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づいて受ける給付金の非課税（法第9条第1項③ハ、同施行令第20条2項）

地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛け金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給する場合の当該給付金を非課税とする。

(2) 租税特別措置法

①対象者

所得税法に同じ。

②内容

(1)同居の特別障害者に係る扶養控除の特例（法第41条の14第1項）

特別障害者が居住者やその配偶者、居住者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としているときは、配偶者控除及び扶養控除として通常の控除額から35万円を加算した金額を所得金額から控除する。

(3) 地方税法

①対象者

所得税法と同じ。ただし重度の視力障害者のあん摩、はり等医業に関する事業に類する事業に対する事業税の非課税については異なる。

②内容

(1)障害者控除（住民税、法第34条第1項⑥、第314条の2第1項⑥）

納税義務者又はその控除対象配偶者もしくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から障害者一人につき26万円（特別障害者の場合30万円）を控除する。

(2)同居の特別障害者に係る扶養控除等（住民税、法第34条4項、第314条の2第4項）

特別障害者が納税義務者又は納税義務者と生計を一にする親族等のいずれかとの同居を常況としている場合には、一人について56万円を所得金額から控除する。

(3)障害者等の非課税限度額（法第24条の5第1項②、第295条第1項②）

障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の合計所得金額が125万円以下の者については、住民税を課さない。

(4)重度の視力障害者のあん摩、はり等医業に関する事業に類する事業に対する事業税の非課税（法第72条第7項⑤、同施行令第13条）

a 対象者

重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力0.06以下の者）

b 内容

重度の視力障害者があん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税とする。

(5)自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免（法第162条、第454条、第699条の17）

a 身体障害者が取得し、又は所有する自動車等で、身体障害者等自身が運転するもの又は身体障害者等の通勤等のためにその生計同一者もしくは身体障害者等のみで更生される世帯の身体障害者等のために常時介護者が運転するものについては、自動車税、軽自動車税、自動車取得税を減免する（事業用は除く）。

b 身体障害者の利用にもっぱら供するため、特別の仕様により製造された自動車等又は一般の自動車等に同種の構造変更が加えられた自動車等については、自動車税、軽自動車税、自動車取得税を全額免除する。

c 身体障害者等の利用に供するため、特別の仕様により製造された自動車等又は一般の自動車等に同種の構造変更が加えられた自動車等で身体障害者以外の者の利用にも併せて供される自動車及びもっぱら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自

動車等又は構造改変が加えられた自動車等で、タクシー等の用途に供される営業用自動車等については、当該自動車等の取得価額のうち、特別の仕様又は構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する自動車取得税を減額する。

d 身体障害者の利用に供する超低床型バスについて、その取得価額のうち、車椅子固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置に要した金額に当該超低床型バスに係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する自動車取得税を減額する。

(4) 相続税法

①対象者

所得税法に同じ。

②内容

(1)地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく給付金の受給権者に係る相続税・贈与税の非課税（法第12条第1項④、第21条の3第1項⑤、同施行令第2条の2）

上記の共済制度に基づく給付金の受給権者については相続税・贈与税を課さない。

(2)相続税の障害者控除（法第19条の4）

障害者が相続により財産を取得した場合、当該障害者が、70歳に達するまでの年数に6万円（特別障害者については12万円）を乗じた金額を税額から控除する。

(3)特別障害者に対する贈与税の非課税（法第21条の4）

特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち、6,000万円までの部分については、贈与税を課さない。

(5) 消費税法

①対象

所得税法に同じ。

②内容

(1)身体障害者用物品の非課税（法 別表第一）

義肢、盲人安全つえ、特殊寝台、改造自動車等身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸し付け等は非課税。

(2)社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等の非課税（法 別表第一、同施行令第1の2）

身体障害者福祉法にいう身体障害者更生施設等を経営する事業、ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等を行う事業等として行われる資産の譲渡等は非課税。

8. 他の制度による施策

(1) 公営住宅の優先入居（心身障害者世帯向公営住宅の建設等について 昭和46.4.1 建設省住総発第51号、公営住宅法 昭和26.法第193号第17条）

心身障害者は、その障害からくる種々の悪条件により著しく住宅に困窮しているので、公営住宅に優先的に入居させる。

①心身障害世帯向公営住宅

(1) 対象（身体障害者関連）

身体障害者：身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている者

他、戦傷病者、精神薄弱者も対象となる。

(2) 住宅の種類

心身障害者世帯を優先的に入居させる公営住宅は、特定目的公営住宅である。

②措置の内容

入居者の選考の際、公営住宅の入居資格を有し、かつ、入居者の選考基準に該当する心身障害者世帯については、絨毯困窮度が高いものとして優先的に扱う。この場合、当該心身障害者の障害程度、家庭の状況等を参酌して選考するものとする。

③障害者の証明

入居申請の際、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持していることを証する福祉事務所長、福祉事務所を設置しない町村長、身体障害者相談員、民生委員又は戦傷病者相談員の作成した書面を添付することが必要である。

(2) 公営住宅の単身入居

①対象（ただし、常時の介護を必要とするものは除く）

(1) 60歳（女子については50歳）以上の者

(2) 身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている者

（戦傷病者等の記述は省略）

②措置の内容

現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても公営住宅に入居することができる。

③障害等の証明

入居申請の際、福祉事務所長、市町村長、都道府県主管（部）課長等の作成する、単身入

居資格を有することの証明書が必要である。

(3) JR等運賃の割引（身体障害者旅客運賃割引規則 6旅客鉄道会社公示）

①対象者

身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者、聴覚又は平衡機能障害者、音声機能言語機能又は咀嚼機能障害者及び肢体不自由者（18歳未満の者を含む）及び内部障害者。第1種身体障害者と第2種身体障害者にわけられる。

②介護者

身体障害者が第1種身体障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護人をつけることができる。

③適用範囲

身体障害者が、単独で又は介護者とともに、旅客鉄道会社の経営する鉄道、航路及び自動車線並びに連絡運輸の取扱をする社線を乗車船する場合に適用する。

④割引乗車券の種類

(1)普通乗車券

(2)定期乗車券

(3)回数乗車券（特別急行列車に対する急行回数乗車券を除く）

第1種身体障害者と介護者利用時のみ

(4)急行券（特別急行券を除く）

第1種身体障害者と介護者利用時のみ

⑤割引率

身体障害者及び介護者に対する割引率は5割（自動車線の定期乗車券にあっては3割）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

⑥取扱区間

(1)乗車券については旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、単独で普通乗車券によって乗車船する場合片道100kmを越える場合に限る。

(2)急行券については旅客鉄道会社線の急行列車等の停車駅相互間とする。

⑦手続き

(1)割引乗車券は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書をもって購入する。

(2)大人の第1種身体障害者は、自動券売機により購入した小児乗車券をもって割引乗車券にかえることができる。

(3)割引乗車船券等の購入の際及び乗車船中は、「身体障害者手帳」を携帯して鉄道係員から請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(4) 航空運賃の割引(身体障害者航空旅客運賃の割引について 昭和55. 6. 5 者皿9号)

① 割引運賃適用区間

日本航空（株）、全日本空輸（株）、日本エアシステム（株）、日本トランസオーシャン航空（株）、エアーニッポン（株）及び日本エアコミューター（株）の定期航空路線の国内線全区間

② 割引運賃額

普通大人片道運賃の25%割引相当額

③ 航空券の購入手続き

(1)身体障害者が航空券を購入する場合は、航空券販売窓口に身体障害者割引運賃の適用対象者である旨照明された身体障害者手帳を呈示して行う。

(2)第1種身体障害者が介護者と共に搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時購入する。

(5) NHK放送受信料の減免(日本放送協会受信料の免除基準 昭和43. 4. 1公告)

白黒テレビ及びカラーテレビの受信料を減免する

① 全額免除

身体障害者手帳を所持する者のいる世帯で福祉事務所長又は町村長が貧困な世帯と認める場合。

② 半額免除

a 住民基本台帳法による世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者である場合。

b 世帯主が、身体障害者手帳を所持する重度の肢体不自由者であって障害程度が1級又は2級である場合

③ 留意事項

全額免除の貧困な世帯とは、生活保護による保護基準による最低生活費の額に下記の身体障害者特別加算額を加算した額の範囲内で営まれる生活状態をいうものである。

障害等級特別加算額

1級	3, 300円
2級	3, 200円
3級	1, 900円
4級	1, 500円
5級	1, 200円
6級	1, 000円

(6) 点字郵便物等の郵便料の減免（郵便法第26条）

①対象

(1)次の郵便物で開封のものは、郵便料が無料となる。

- ・盲人用点字のみ掲げたものを内容とするもの
 - ・盲人用の録音物又は点字用紙をないようとする郵便物で、所定の様式により、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（郵政大臣の指定を受けたものに限る）から差し出し、またこれらの施設にあてて差し出されるもの
- (2)次の小包郵便物で開封のものは、低廉な料金で、郵送できる。

- ・聴覚障害者のために画像に字幕又は、手話を挿入したビデオテープを内容とするもの
- ・聴覚障害者と聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設との間に発受するもの
- ・重量が3kgを越えないもの

(3)心身障害者団体が発行する定期刊行物については、500部から第三種郵便物として許可が与えられる。

②様式

前記対象(1)については郵便物の表面左上部（横長の場合は右上部）に「盲人用」と記載すること。ただし、前記対象(1)の②にあって、施設から差し出す場合は所定の表示をすること。

また、前記対象(2)については、表面のみやすいところに「聴覚障害者用小包」と記載すること。

③施設の指定

- (1)指定を受けようとするものは、所定の様式により、郵政大臣に申請する。
- (2)指定した施設の名称、所在地は告示する（昭和36.6.16郵政省告示第402号）

まとめ

近年、社会保障の構造改革が急ピッチで進んでいる。平成12年6月7日には、社会福祉法成立に伴って身体障害者福祉法が改正された。その主な趣旨は、利用制度の導入による身体障害者とサービス提供者との対等な関係づくりと、選択の幅の拡大である。このような制度改正の流れのなかで、今後の身体障害者福祉法における障害認定についても、次の諸点について検討する必要があると考える。

1. 法の趣旨にあった身体障害認定

当然のことであるが、身体障害に関する制度にはそれぞれに目的が定められている。たとえば、障害年金は所得保障による生活の安定を目的としており、また、米国のADA法であれば、障害者の権利擁護を目的としている。

身体障害者福祉法の目的は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図る（法第1条）」ことである。つまり、身体障害者福祉法の第1の目的は、社会経済活動への参加の援助であり、第2の目的が保護である。ところが、第1章において歴史的な経過を見ても明らかなように、身体障害者福祉法は、保護的要素を強めてきている。また、本法に基づいて定められた認定基準は、わが国の身体障害者に対する、他の多くのソーシャルサービスの受給資格を認定する基準としても用いられている。こうした状況を考慮し、身体障害者福祉における障害認定のありかたについて原点に立ち返って検討する必要がある。具体的には、以下の項目が挙げられる。

（1）社会経済活動への参加支援と保護の区別

身体障害者福祉法制定当時、法の性格を保護法とするか更生法とするかが議論された。その結果、身体障害者福祉法は、更生法として成立し、その後もこの考え方で一貫してきた。しかしすでに述べたように、例えば、療護施設と福祉ホームといふいわゆる“終の棲家”である生活施設が創設される等、身体障害者福祉法は、保護的傾向が強まっている。

これまでの身体障害者福祉の認定は、あくまで更生法を念頭にした認定方法であった。すなわち、補装具やリハビリテーション医療により身体障害者の社会参加を援助することを前提として障害認定を実施している。例えば、認定の原則として、補装具を装着しないで認定するのも、この趣旨に基づくものである。

しかし、身体障害者福祉法が保護的性格を強めているとすれば、保護を目的とした障害認定も有り得ると考えられる。例えば、保護のためには、補装具をつけた状態で認定する方が、生活実態をより適切に把握できると考えられる。

障害の重度化・重複化が指摘される今日、保護を目的とした認定基準を検討することも今後の課題となってくるであろう。

(2) 多様な障害認定

身体障害者法成立当時は、障害の認定は、視力、聴力、四肢などの機能障害により障害認定を実施していた。しかし、内部機能障害や、脳病変による運動機能障害について日常生活活動の制限が勘案されるようになってきた。さらに、その活動制限の中身についても、「息苦しい」等の身体的な制限から「生鮮食料の摂取禁止」等の生活制限に範囲を広げてきた。この点については、(1)との関係で、より多様な障害認定も検討されてよいと考えられる。

(3) 慢性疾患と障害の概念の取り扱い

小腸機能障害、腎臓機能障害等内臓機能障害は、一方では慢性疾患でもある。現状の身体障害者福祉法では、これらについて同じ認定の原則により認定している。(1)(2)との関係も深いが、この点について検討することも必要であろう。たとえば、疾患については別の原則によることなども検討されてよいと考えられる。

(4) 障害種別間の等級の整合性

現行の等級は、障害の程度が同等のものを同じ等級にすることを原則としているが、あまり明確な根拠があるわけではない。

身体障害者福祉法の場合、等級の違いによるサービスの差はないので、この等級は、他制度で活用されている。1つの考え方として、等級をつくらないことも有り得る。また、もし、等級制度を残すのであれば、例えば、フランスで実施しているような障害度のような比較可能な指標を検討することも必要であろう。

(5) 中枢神経系障害の取り扱い

現状では、四肢・臓器の機能障害がある場合に身体障害者と認定されているが、高次脳機能障害の場合等、リハビリテーション訓練の必要性はあっても、脳機能以外に障害がなければ、認定されずにサービスを受けられないという場合もある。脳の機能障害のために見えない・聞こえないという状態であっても視覚障害や聴覚障害として認定されることなどから、新たな認定方法の確立によって、このような障害の認定も可能となるであろう。

(6) 社会的不利の取り扱い

小人症、顔面醜悪、慢性皮膚疾患などは、リハビリテーションはという意味は少ないにしても、社会的な不利があることから、社会参加という観点から障害認定をすれば、対象となる可能性もある。

2. 障害認定方法

(1) 補装具の取り扱い

1. でも述べたように、保護的な施策のための認定では、補装具を装着した状態で認定することも適切であると考えられる。このような認定方法についての検討も必要であろう。

(2) 検査法検討

現状では、法第15条で指定された医師の認定により実施されている。これらの医師にとって診断しやすい方法についても検討される必要がある。また、場合によっては、高度な検査については、特定の機関により検査を実施する場合もあると考えられる。このような場合の認定方法について検討する必要もある。

たとえば、現状では、次のような検討が必要である。

- ・ オージオメータの高性能化による検査値の変更
- ・ 視覚検査法の変更
- ・ 症状固定の時期
- ・ 腎臓検査法
- ・ 他覚的検査
- ・ A D L評価
- ・ 診断技術水準に合った診断書に改定
- ・ 診断書記載名の整理
- ・ F M R I等の先端機器の導入

(3) 有期認定・再認定

現状では、再認定は行われているものの有期認定は行われていない。有期認定を実施する必要があるのかどうか、あるとすれば、どのように認定されるべきかを検討する必要がある。

(4) 利用サービス別の認定

現状では、障害認定は、身体障害者手帳取得のためのものであるが、ニーズとサービスが多様化している現状をみれば、施設利用についての障害認定や介護サービスのための障害認定も検討されてよい。

(5) 日常生活能力の積極的な認定

現状では、機能障害を中心に認定されているが、たとえば、脳原性運動機能障害については、現状でも日常生活能力に着目して認定しており、日常生活能力の視点も導入されている。この方法を拡張することについての検討も必要であろう。

(6) 社会的不利による認定

同様に、形態障害やにおいがわからない等の生活の不便さについても法の趣旨に従つてどのように取り扱うべきかについて検討することも考えられる。

また、社会的不利の観点からは、障害認定については、装具をつけた状態での認定もありうる。現状では、装具をつけた状態で実施しているのは、眼鏡のみである。